

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和元年 5 月 21 日（火） 午前 8 時 57 分～午前 9 時 25 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項 1 「新しい狛江市民憲章（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部 長 5 月 14 日の庁議後にいただいた意見等を踏まえ、パブリックコメントの回答案について一部文言整理を行いました。

1 点目、「みんながふれ合い支え合うやさしいまち」について、やさしさにはハード面におけるやさしさも必要であるという指摘があったため、回答の後段に追記しました。

2 点目、「明るい歌声が響き文化を大切にするまち」について、歌声が平和、安全、文化の象徴であることを明記し、歌声が響くことによりまち全体に広がっていくイメージであることを追記しました。また、多様な文化とは、歌や音楽だけではなく、学びや歴史も含まれるということも追記しています。

3 点目、「万葉の歴史を未来の夢へつなぐまち」について、「万葉」の意味である「たくさんの木の葉」に派生するイメージが語られていないという指摘があったため、後段に追記しました。

新しい狛江市民憲章は、市制施行 50 周年の年である令和 2 年に制定予定であるため、それまでは時限秘扱いとします。

なお、新しい市民憲章の制定後には、現在の市民憲章が記載されている封筒は使えなくなるため、留意願います。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 市民から、「万葉」という言葉はイメージが浮かびづらいという話を聞いています。市民憲章は今後何十年と使う大切なものなので、後々まで残るよう周知方法を考えていただきたいと思います。

市 長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 2 「介護保険事業計画等の改定等の体制について」の説明をお願いします。

部 長

介護保険事業計画等の改定等とは、狛江市高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画及び狛江市障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の改定並びに狛江市第4次地域福祉計画の中間見直しを指しており、策定期間は平成31年度及び令和2年度の2年間です。

まず介護保険事業計画等の改定等の体制について、市民福祉推進委員会は、主に地域福祉計画の中間見直しの検討と全体の取りまとめの役割を担う委員会です。小委員会は、市民福祉推進委員会の下部組織として設置された委員会で、障がい小委員会、高齢小委員会、医療と介護の連携推進小委員会の3つが存在します。障がい小委員会が障がい者計画案を、高齢小委員会及び医療と介護の連携小委員会が共同で高齢者保健福祉計画案を、介護保険推進市民協議会が介護保険事業計画案を策定します。なお、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は一体として策定することになるため、中間答申前及び最終答申前の各委員会及び協議会において、内容の整合を図ることとします。

次に、計画改定に当たっての庁内連携についてです。平成28・29年度に策定した狛江市第4次地域福祉計画等は、狛江市福祉総合計画改定庁内検討委員会で策定しましたが、当委員会に関する要綱は廃止し、地域包括ケアシステム連携会議の名称を地域共生社会推進会議に改めるとともに、所掌事務に当計画の策定に関することを加える予定です。本会議は、庁内関係部署職員、地域包括支援センター職員及び社会福祉協議会の職員で構成する予定で、実効的な計画とするため、令和2年度第2回委員会を除く各委員会が開催される前に随時開催し、市民意識調査の設問や集計結果、次期計画に向けた取組内容等についての情報を共有します。

今後のスケジュールとしては、6月に介護保険推進市民協議会に対して介護保険事業計画策定の検討について、9月に市民福祉推進委員会に対して障がい者計画及び高齢者保健福祉計画策定の検討について諮問します。10・11月に地域共生社会推進会議を通じて意識調査の設問について庁内で合意形成し、第3回の各委員会で設問を確定した上で、市民意識調査を令和2年2月に実施、3月中に回答の集計・分析を行います。意識調査結果を踏まえて、令和2年4月から9月までにかけて課題や重点施策の抽出作業を行い、11月にはパブリックコメントに向けた計画素案の中間答申をいただきます。その後、市民説明会を経て、パブリックコメントを令和2年12月に行います。最後に、令和3年1月から2月までの間にパブリックコメントをとりまとめ、各計画素案の修正すべき部分を各委員会で検討します。介護保険事業計画については介護保険推進市民協議会に、障がい者計画及び高齢者保健福祉計画については各委員会から市民福祉推進委員会に最終的な計画案を報告し、市民福祉推進委員会で最終的な議論・検討をした後、令和3年2月から3月ま

でに最終答申をいただく予定です。そのため、計画として確定するのは、令和3年3月頃を目途にしたいと考えています。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 令和3年度予算も意識したスケジュール管理をお願いします。また、説明会を合計6回行うこととなるため、開催に当たっては同日に説明会を組む等工夫をするようにしてください。

市長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「当面の行事日程について」を報告してください。

部長 令和元年6月から8月までの当面の行事日程について、5月31日に開催される会派代表者会議において報告します。

この期間の主な行事として、7月21日の狛江古代カップ多摩川いかだレース、8月7日の令和元年 狛江・多摩川花火大会があります。その他のイベントは資料のとおりです。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「コンプライアンス強化の取組の実施について」を報告してください。

部長 職員一人ひとりがコンプライアンスの重要性をさらに認識し、業務上のリスクを発見し、未然に事故を防ぐ意識を啓発することを目的として、業務上におけるコンプライアンス違反のリスクの洗い出しと防止のための行動を検討し、庁内でそれらの共有を図ります。

具体的な取組内容について、各課において6・7月に、各月に設定したテーマについてミーティングの機会を設け、職員一人ひとりに自らの業務を遂行する上でのリスクを改めて認識してもらうとともに、その防止のための行動を考え、心掛けてもらいます。

また、検討に当たっては、自治体職員のためのコンプライアンスチェックノートを嘱託職員・臨時職員を除く全職員に配布するため、活用するようにしてください。検討のテーマは、チェックノートのコンテンツに対応して設定しており、6月は「自治体職員の責任・職場環境」、7月は「適正な業務運営」をテーマとしています。

検討の結果は、コンプライアンス強化シートにまとめていただき、月ごとに職員課へ提出していただきます。8月以降に、提出いただいたリスクと防止のための行動について、職員課で集約を行い、庁内グループウェアに掲載することで、全庁的にリスクの共有を図ります。

なお、ミーティングについては、課全体での実施に限らず、係単位での実施とする等、各課の業務の都合に応じて実施していただいても構いませんが、提出については課としてとりまとめの上、提出をお願いします。

その他、学校や保育園等の職場については、各々の職場や職種における連

絡会等の機会に実施していただく等、各課の実情に合わせて実施してください。

市 長 なお、チェックノートについては、今後新任職員へ毎年配布する予定です。
部 長 本件について、質問等ありますか。
部 長 本件は、庁内の危機管理体制構築の第一歩と捉えて良いのでしょうか。
 そこまでは至っていませんが、法令違反がないか、ハラスメントがないか
 等、自分の職場の実態把握に努めていただきたいと思います。
教育長 チェックノートは、教職員にも配付しますか。
部 長 配付対象は、市職員のみです。
市 長 内容は基本的なことばかりであるため、再度確認し、時代の変化に対応で
 きるようにしてください。

 報告を了承とします。続いて報告事項3「介護ボランティアポイント事業
 （試行実施）及び健康ポイント事業の実施について」を報告してください。
部 長 まず、介護ボランティアポイント事業について説明します。本事業は、高
 齢者のボランティア活動を活性化することにより、高齢者の生きがいを
 つくりと支え合いの地域づくりを進めるもので、高齢者が老人ホーム等
 でボランティア活動をした際にポイントを付与し、一定のポイントが貯
 まった方に、狛江ブランド農産物や新潟県長岡市川口地域・山梨県小菅村
 の特産品 3,000 円相当を景品として差し上げるものです。平成 31 年
 度は、令和 2 年度以降の本格実施に向けた試行実施となります。

 ポイントが付与されるボランティア活動は、協力いただいた 7 箇所の老人
 ホームで行う活動とし、活動後に施設スタッフが専用台紙にスタンプを
 押すことでポイントを付与します。

 1 回の活動で 1 ポイントを付与し、10 ポイント貯まった方には全員に、
 20 ポイント以上貯まった方には抽選で 50 人に追加の景品を差し上げ
 ます。実施期間は 6 月 1 日から 11 月末までとし、事業実施に当たっては、
 広報こまえ 6 月 1 日号や市ホームページへの掲載、公共施設等へのスタ
 ンプ台紙の配架やのぼりの設置、高齢者が多く集まる場での PR に加えて、
 特定健康診査等の受診券に台紙を同封することで広く周知を図っていき
 ます。

 次に、狛江ちゃきちゃき健康ポイント事業についてです。本事業は、平
 成 29・30 年度に試行実施した結果を踏まえ、本格実施するもので、健
 康づくりの関心を高めるきっかけとして、健診受診や、健康づくりの
 取組によりポイントが付与され、一定のポイントで応募、抽選でプレ
 ゼントが当たるものです。20 歳以上の市民を対象とし、実施期間は
 6 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日までです。

 台紙は公共施設等で配布し、100 ポイントで応募できます。令和 2 年 2 月

に抽選を行い、当選者には 3,000 円分のクオカードを、はずれた方にはもれなくメタボリックメジャーをプレゼントします。

両事業は、ともにポイント事業であるとともに、目的の関連性が高いことから、台紙や啓発物を一体的に作成し同時に PR を行うことで、相乗効果を図ってまいります。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 台紙の作成部数と、健康ポイント事業の参加者数の見込みを教えてください。

部長 台紙の作成部数は 35,000 部です。また、健康ポイント事業の参加者数は、介護ポイント事業と同様 100 人超を想定しています。

部長 介護ボランティアの 1 回の活動時間と活動内容に規制はありますか。

部長 各施設で適宜判断していただきます。

市長 介護ボランティアポイント事業については、人生 100 年時代ということで健康で長生きしていただくために立ち上げたものです。プレゼントを狛江ブランド農産物や友好都市の物産とすることで、シティセールスとの相乗効果も期待できます。

健康ポイント事業は平成 30 年度まで試行実施でしたが、今後はしっかりと評価した上で実施をするようお願いいたします。また、各部においても健康施策の検討をお願いいたします。

教育長 介護ボランティアポイント事業について、何をすれば良いのかイメージが湧きづらいので、具体的な活動内容も合わせて周知いただきたいと思います。

市長 活動内容については、全施設に共通する内容と個別の内容があると思うため、その点を踏まえて周知をお願いいたします。

報告を了承とします。続いて報告事項 4「狛江市教育委員会の自己点検及び評価（平成 29 年度事業）について」を報告してください。

部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、狛江市教育委員会が平成 29 年度に実施した事業に対する自己点検及び評価の結果がまとまりました。

内容については、自己点検及び評価の結果に加え、狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する規則第 5 条に、あらかじめ教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会の意見を聴かなければならない旨の規定があるため、審議会の答申についても掲載しています。各項目の自己評価及びいただいた答申については、今後の教育委員会の事業の改善に役立てていきます。

なお、市議会に対しても同規則に基づき報告します。

市長 その他お知らせはありますか。

部長 新グループウェアへの移行についてです。

現行のグループウェアのサポート終了に伴い、新グループウェアへ移行を行います。6月5日よりテスト稼働、6月24日より本稼働の予定です。これに伴い、会議室や公用車の予約方法等も変更します。詳細については、6月5日、6日、12日の説明会で説明します。

市 長 その他何かありますか。

部 長 人事異動の内示についてです。

6月1日付けの人事異動について、次回の庁議後に内示します。

市 長 他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、5月28日午前8時45分から開催します。